

箕面市訓令第百四十三号

庁中一般

箕面市審査指導課所管事務に係る事前協議制度実施要綱を次のように定める。

令和八年七月三十日

箕面市長 原 田



箕面市審査指導課所管事務に係る事前協議制度実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（以下「法令」と総称する。）並びに箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号。以下「条例」という。）に基づく事務のうち、審査指導課が所管する事務の円滑な処理と適正な法令又は条例（以下「法令等」という。）の運用を図るため事前協議制度を設け、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 開発行為等 次に掲げるものをいう。

イ 都市計画法第二十九条又は第四十三条第一項の許可を要する行為

ロ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一

項の許可を要する工事

ハ 建築基準法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を要する道路の築造

二 条例第二十条第一項の協議を要する建設行為

ホ その他特に市長が必要と認めるもの

二 事前協議 開発行為等を行おうとする者（以下「開発者」という。）が、法令に基づく申請又は条例に基づく協議に先立ち、次に掲げる事項について市長と協議し、指導を受けることをいう。

イ 開発行為等の計画について、市長が必要と判断する事項

ロ その他開発者と市長との間で調整が必要な事項

（事前協議の申出）

第三条 開発者は、事前協議書（別記様式）の正本一通及び副本一通に、事前協議書の別表に定める図書を添えて市長に提出するものとする。ただし、原則として次の各号のいずれかに該当する場合は、事前協議書を提出することができない。

一 開発行為等の区域に生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）に規定する生産緑地が含まれている場合（生産緑地部分が新たに設置される公共施設のみである場合を除く。）

二 開発者が土地所有者と相違する場合において、土地所有者の承諾書等を事前協議書に添付できない場合

三 開発行為等を行おうとする区域において土地区画整理事業が施行されている場合であつて、道路交差点、区画内道路及びインフラ計画が一定程度確定しており、開発者と土地区画整理事業の施行者との間で協議を経た上で、開発者が事前協議書を提出することにつき支障がないと市長及び当該施行者が判断できない場合

（事前協議の審査等）

第四条 市長は、事前協議書の提出があつた場合は、これを審査し、必要に応じて、開発者に対し、関係部局又は関係機関と協議を行うよう指導

するものとする。

- 2 市長は、事前協議が成立したときは、開発者に事前協議書の副本を返却するものとする。

（事前協議の有効期間）

- 第五条 事前協議の有効期間（以下「有効期間」という。）は、市長が開発者に事前協議書の副本を返却した日から起算して一年とする。ただし、当該事前協議に係る開発行為等が第二条第一号イに該当する場合であつて、都市計画法第三十四条第一号に該当する場合の有効期間は、六月とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間が経過する前に、開発者から法令等に基づく申請等ができない旨の理由書の提出があつた場合において、その理由がやむを得ないと市長が認めた場合に限り、一年を限度として有効期間を延長することができる。

（再協議）

- 第六条 開発者は、事前協議書の提出後において、開発者による計画の変更、法令等の改正による基準の変更等があるときは、その旨を市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の申出の内容を勘案し、必要があると認めたときは、開発者に対し、再度の事前協議を求めることができる。

（法令に基づく申請）

- 第七条 開発者が、法令に基づく申請を行うときは、当該法令の規定による申請書の副本に、第四条第二項の規定により市長から返却を受けた事前協議書の副本を添付するものとする。

（委任）

- 第八条 この要綱に定めるもののほか、事前協議について必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。